

意見書

市民生活にかかわりのある問題でも、それが国の仕事であったり、県の仕事であったりする場合、市の行政だけでは解決できないこともあります。

そのようなとき、本市議会の意志として、国や県などの関係行政機関のほか政府などに「意見書」を提出して、問題の積極的な解決を求めています。

◆地方議会議員年金制度の堅持を求める意見書

地方議会議員年金は、公的な互助年金として地方議会議員の社会保障制度として大きな役割を果たしており、議会活動を行うことのできる生活基盤の支えとして、なくてはならない制度となっている。最近、国会議員の年金制度について廃止の方向で議論が進められており、それに関連して地方議会議員年金制度についても廃止論が出ることで懸念される。同議員年金は国会議員年金と異なり低額であり且つ公費負担率も低く、また、国会議員と比較すると報酬は低額であることから廃止論の対象とされるべきものではない。よって、議員活動と退職後の生活の安

定に資する地方議会議員年金制度を堅持するよう強く要望する。

平成十七年十二月二十日

【提出先 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長】

◆「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書

政府・与党においては、先に、「三位一体の改革について」決定され、地方への三兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するが、改革案になかった児童扶養手当や児童手当等の負担率の引き下げなど課題も多く含まれ、今後、地方の改革案に沿って更なる改革を強力に推進する必要がある。

- よって、真の地方分権改革を実現するよう強く求める。
- 一 地方交付税の所要総額の確保
- 二 三兆円規模の確実な税源移譲
- 三 都市税源の充実確保
- 四 真の地方分権改革のための「第二期改革」の実施
- 五 施設整備費国庫補助負担金について
- 六 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置
- 七 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

八 国と地方の協議の場の制度化

平成十七年十二月二十日

【提出先 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済財政政策 金融担当大臣 衆議院議長 参議院議長】

◆道路整備の推進に関する意見書

当市では、「生き生きと輝く 人と環境にやさしいまち 土浦」を将来都市像として、地域間の交流、連携による活力あるまちづくりや安心して暮らせるまちづくりを推進しているところである。

しかしながら、市民生活の基本である道路基盤の整備は、まだ不十分であり、道路整備に対する市民の要望はますます増加している。

- 当市においても、地域間を結ぶ道路や生活を支える市道の整備は重要な課題であり、次の事項について強く要望する。
 - 一 道路特定財源については受益者負担の原則に則り、国民の期待する道路整備に充当すること
 - 二 地方の課題に対応した道路整備を機動的に進められるよう地方の道路財源を確保すること
 - 三 道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること
- 平成十七年十二月二十日
- 【提出先 内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 総務大臣 経済財政政策担当大臣 衆議院議長 参議院議長】

◆議会制度改革の早期実現に関する意見書

全国市議会議長会は「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を第二十八次地方制度調査会に対し表明し、必要な制度改正要望を提出したところである。しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、要望が十分反映されていない状況にある。

- よって、抜本的な改革制度改正が行われるよう強く要望する。
 - 一 議会の招集権を議長に付与すること
 - 二 地方自治法第九十六条二項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
 - 三 専決処分を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
 - 四 議会に附属機関の設置を可能とすること
 - 五 調査権 監視権を強化すること
 - 六 地方自治法第二百三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること
- 平成十七年十二月二十日
- 【提出先 内閣総理大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長】